

健康経営マイレージ事業「知事表彰」の概要

(1) 目的

鳥取県と全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部が連携して行う「健康経営マイレージ事業」に参加した事業所のうち、従業員の健康づくりに関して、特に優れた取組を行った事業所を表彰することにより、県内事業所における健康経営の取組や職域の健康づくりを推進させていくことを目的とする。

(2) 表彰の対象事業所

健康経営マイレージ事業において、全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部長表彰（当該年度の取組期間内にポイントを多く集めた上位14事業所を表彰）に該当する事業所のうち、健康経営マイレージ事業の取組メニュー「会社独自の健康づくりの取組」を実施しており、その取組が、特に優れていると認められる事業所とする。

(3) 被表彰事業所の決定

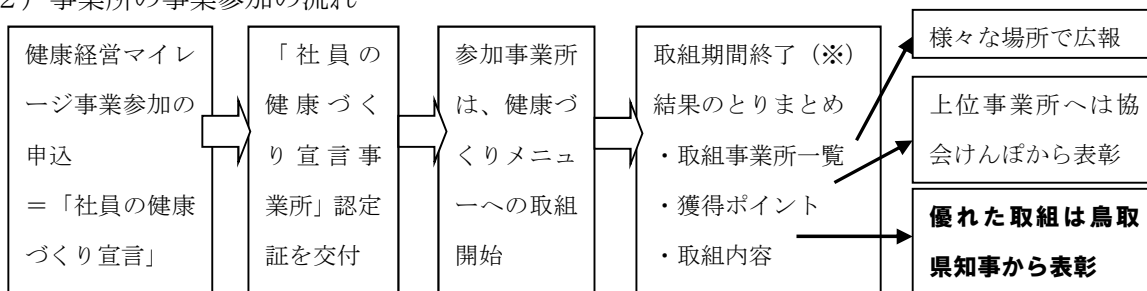
被表彰事業所は、全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部長から推薦された表彰の対象事業所について、県において審査の上決定する。

○健康経営マイレージ事業の概要

(1) 事業概要

事業所が、あらかじめ定められたメニューに従って、社員の健康づくりに取り組んだ場合、事業所に対し、メニューに応じたポイントを付与し、ポイントを多く集めた事業所について、広報・表彰するもの。更に、その中でも特に優れた取組を行った事業所は、鳥取県知事表彰する。

(2) 事業所の事業参加の流れ



※取組期間は、年度末まで

(3) 事業所の参加状況

1, 244事業所（平成29年8月末現在）